

## 介護保険と外出支援の関係について

平成15年11月20日

社会保障審議会介護保険部会委員

熊本県知事 潮谷義子

人にとって「外出」することは生き甲斐をもって日常生活を営んでいくために不可欠のものと考えます。要援護の高齢者の方や障害者の方への「外出支援」は、これらの方々の介護予防や日常生活の支援のためにとても大切なものであると認識しています。

「移送」に対する支援は、介護保険の外出のための身体介護とは別に、公共交通機関のバリアフリーや福祉移送サービスなどにより総合的に進められるべきではないでしょうか。また、介護保険は税と保険料でまかなわれており、外出のために身体介護を利用する範囲についてきちんと議論をすべきであると考えます。

今回の制度見直しの中ではこのような点を検討し議論を深める必要があると考えます。

なお、県内の団体から私あてに要望がありましたので参考までに添付いたします。

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会委員

熊本県知事

潮谷 義子 様

外出に関する介護保険見直しの

要 望 書

要望者 住 所 熊本市春日1丁目14番27号  
団体名 熊本外出支援ネットワーク  
代 表 玉 垣 均

## 要望の主旨と現状の認識

在宅の障害者や高齢者にとって、外出は、家に閉じこもり孤独と安静のなかでねたきりや痴呆となる「廃用症候群」や「閉じこもり症候群」を打破し、体力を向上させ意欲や知的能力を向上させ生きがいをもたらします。よって、外出支援は介護予防となり、ひいては自立と社会参加を促進させるものと考えます。

介護保険は、その目的(資料1)は「自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること」であり、外出支援はまさに介護保険の目的を達成するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスの根幹を成すものといえます。

外出支援のサービスは、介護保険内のサービスとしては通所サービスがあります。しかし、現在の通所サービスの多くは、老人対象のサービスから移行したために利用者やプログラムは老人向けが多く、また集団での対応を余儀なくされるために、それらになじめず利用しない人も多くおられます。

このようなことから、通所サービスの他に、以下のことに対応するための外出支援がなされなければ介護保険の目的に反することとなり、保険給付上問題となると考えます。

1) その人ならではの「外出先」や「楽しみ」のために、一人一人に応じた外出の支援を必要とする人も多く、このような人に対する対応。具体的には、車両の乗り降りの介助、外出先での移動やトイレ介助など。

2) 病気の予防（病気の治療や健康管理）と介護予防（機能訓練）のために病院に通院しなくてはならない人も多く、このような人に対する対応。具体的には、車両の乗り降りの介助、病院内での移動やトイレ介助、院外処方された外部の薬局への移動など。

また、「外出支援」のサービスは、「移送」と「外出介護」が一体となって提供される必要があります。しかし、介護保険は介護給付であるために「外出介護」のみに対応することになります。一方、「移送」は介護保険のサービスとはなりませんが、ケアマネジメントによりインフォーマルなサービスとして「外出介護」と一体的に提供されるべきです。(資料2)

そのためのサービスは以下のようになると考えられます。

「移送」 1) 高齢者等の生活支援事業での外出支援サービス事業(資料3)

2) 市町村障害者社会参加推進事業での重度身体障害者移動支援事業(資料4)

3) 福祉移送サービス（特区実施後の規制緩和実現において）

4) タクシー（タクシー券などの助成制度が必要）

5) 公共交通機関（交通バリアフリーや無料バスなどの助成制度が必要）

「外出介護」 介護保険における訪問介護（身体介護）として、「車の乗り降り」及び「乗車中」及び「外出先」での直接介護及び見守りを行う。

## 要望事項

### 1、介護報酬をもって有償運送とはしないよう要望します。

現在の、「身体介護を伴う移送は、その身体介護への介護報酬や利用料をもって有償移送とする」という認識は不当です。介護保険では身体介護が中心の場合、ヘルパー運転での移送中（時間）は介護報酬は発生しないこととなっており、介護報酬や利用料はあくまでも「外出介護」に対しての対価となっています。よって、介護報酬は「移送」に対する対価ではないので「有償運送にはならない」と認識するよう要望します。

国土交通省は介護タクシー事業所が運賃を無料にしたことに対して当初「無償運送行為は認可運賃違反にあたる」としました。しかし、その後一転して「介護保険から運賃相当額を收受したとみなす」という見解に転じました。このような経過からしても法的にも疑問が大きく、経過や法的根拠の明確な説明が不可欠だと考えます。

### 2、「移送」の支援は、介護保険による「外出介護」とは別に行うよう要望します。

「移送」の支援は「外出支援サービス事業(資料3)」や「重度身体障害者移動支援事業(資料4)」や「福祉移送サービス（特区実施後の規制緩和実現において）」や「福祉タクシー（タクシー券などの助成制度）」や「公共交通機関のバリアフリー化や無料バスなどの助成制度」等において行うよう要望します。

なお、訪問介護事業所のヘルパーによる移送は、福祉移送サービスのガイドラインに沿わない車両の運行は危険であり、社会的な認知は困難と考えます。

### 3、現在の「移送」と「外出介護」を一体化し事業所を限定した「乗降介助」は廃止するよう要望します。

介護保険は介護サービスの給付であるはずです。ところが、現在の「乗降介助」は、「移送」の要件により事業所を許可し、給付も「移送」を前提としています。

さらに、外出先で実際に身体介護を提供しても報酬が発生しないことは、著しく不当です。道路運送法による「移送」と介護保険法による「介護」は明確に分けるべきです。

4、介護保険の給付は「外出介護（身体介護）」の対価として行うよう要望します。

5、外出介護は、通院のためのみでなく、その人にとって必要な楽しみや趣味や社会参加のための「外出」でも利用できるよう要望します。

資料 1

介護保険法の目的（第一章総則、一目的等）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

資料 2

指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準（第一章 基本方針第一条）

- 1 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

資料 3

介護予防・生活支援事業実施要綱(抜粋)

1 市町村事業

(1) 高齢者等の生活支援事業

(イ) 外出支援サービス事業(※拡充)

① 実施方法

a 移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。

b ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車椅子の貸し出し等を行う。

② 利用対象者

a おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な方。

b おおむね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。

③ 事業実施に当たっての問題点

道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に抵触しないよう留意すること。

資料 4

市町村障害者社会参加推進事業(抜粋)

(平成十年7月24日障435号障害保健福祉部長通知)

1 基本事業

[第3 移動支援]

5 重度身体障害者移動支援事業

(1) 事業内容

車椅子使用者等が利用できるリフト付き乗用車を運行する事業。

(2) 利用対象者

車椅子使用者等で一般の交通手段を利用することが困難な身体障害者

(3) 利用料

無料または低額

(4) 留意事項

実施主体は、利用対象者の把握に努めるとともに、利用対象者の利便を考えた方法で実施すること。

また、実施に当たっては、他の法令等に抵触しないよう留意すること。